

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に関するQ&A

制度全体	Q1	エクセレント企業認定制度とは何ですか。	A1	仕事と家庭の両立支援などに取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の中でも、特に優れた取組や独自の取組を行う企業を県が認定する制度です。書類審査に加え、訪問調査などを通じて総合的に評価されます。
	Q2	どのような企業が対象になりますか。	A2	岐阜県内に本社又は事業所を有する企業・団体となります。個人事業主も対象となります。
	Q3	認定後に更新や再審査はありますか。	A3	認定(更新含む)日の属する年度から起算して3か年を経過した時点において、取組状況の報告をいただき、最新の認定基準における審査で、現況調査を行います。基準達成で認定継続、基準未達成で認定取消となります。
	Q4	「育成型の認定制度」とは具体的にどのようなものですか。	A4	書類審査に加えて訪問調査を行い、アドバイザーが企業の課題を聞き取り、改善に向けた助言を行います。さらに、調査の過程で、他社の模範となるような優れた取組や企業独自の強みを引き出し、評価につなげます。また、認定後も認定(更新含む)日の属する年度から起算して3か年を経過した時点において、取組状況の確認を行い、認定基準を満たしているかを確認します。
申請者	Q5	岐阜県内に本社があり、県内にいくつか支店がありますが、支店ごとの申請は可能ですか。申請者はどのようになりますか。	A5	認定の範囲は、原則として「1法人につき1認定」としています。そのため、支店ごとの申請はできません。
	Q6	Q5の場合、他県に事業所がある場合は、審査範囲に含まれますか。	A6	全ての事業所の内容を含めて審査及び認定を行います。ただし、海外の支社、支店等は含めません。
	Q7	他県に本社があり、岐阜県には支社、支店等の事業所のみがある場合の申請者はどのようになりますか。	A7	岐阜県内の全て事業所をまとめて1つの認定単位とします。この場合、申請は中核となる事業所の代表者が行ってください。

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に関するQ&A

申請	Q8	必要な書類は何ですか。	A8	申請書のほか、申請書に記載の「必要提出資料」が必要となります。
	Q9	メールにファイルを添付して送付する場合にファイルサイズの制限はありますか？	A9	制限があります。ファイルサイズが大きい場合には、アップロード用のURLをご案内しますので、事前にお問合せください。
	Q10	受付完了の連絡は来ますか。	A10	申請を受け付けた旨の連絡は行っていません。申請受付の確認が必要な場合は、提出後に県までご連絡いただきますようお願いいたします。
	Q11	女性管理職がいなくても申請できますか。	A11	申請はできますが、オリジナルな取組で、女性活躍や女性管理職の登用に向けてどのような取組をしているかを述べていただくことが望ましいです。
	Q12	就業規則は最新版でなくてもよいですか。	A12	最新版のほか、＜評価項目2 所定労働時間＞では、算出期間を含んでいる就業規則が必要です（該当箇所のみでも可）。
	Q13	対象期間中に出産した従業員や子が生まれた従業員がいない場合はどう扱われますか。	A13	対象期間中に該当する従業員が存在しない場合は、該当する項目を評価の対象外とし、該当する項目に係る配点は総配点から除外します。
審査	Q14	どのような審査で決まるのですか。	A14	必要項目を全て満たしていることに加えて、評価項目の取組状況とオリジナルな取組を対象に審査します。
	Q15	企業規模によって審査基準は変わりますか。	A15	変わりません。
	Q16	訪問調査には誰が対応すればよいですか。	A16	人事労務に関して、説明できる方に対応をお願いします。

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に関するQ&A

認定後	Q17	ロゴの使用ルールはありますか。	A17	ロゴマークの縦横比の変更、カラーの変更(モノクロとする場合を除く)は行わないでください。
	Q18	認定後に取り消されることはありますか。	A18	認定(更新含む)日の属する年度から起算して3か年を経過した時点の取組状況の報告による審査で、認定基準を満たさない場合は認定取消となります。また、法令等に重大な違反をした場合も、取消となります。認定取消の場合には、認定証とのぼり旗を県に返却していただきます。
	Q19	認定(更新含む)日の属する年度から起算して3か年を経過した時点の取組状況の報告による審査ではどのようなことを確認されますか。	A19	現況調査実施報告書及び必要書類を提出していただき、最新の認定基準により、取組の内容を審査します。
	Q20	代表者(会社名、所在地)が変更になりました。何か手続きが必要ですか。	A20	県指定の様式の変更届をご提出ください。
	Q21	担当者やメールアドレスが変更になります。提出する書類はありますか。	A21	指定の様式はありません。変更内容をメールにてご連絡ください。様々な情報をメールでお知らせしていますので、必ずご連絡ください。

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に関するQ&A

認定後の 組織再編	Q22	吸収合併や新設合併の場合、認定はどのように扱われますか。	A22	<p>合併の形態により取り扱いが異なります。</p> <p>1 認定企業が消滅する場合（吸収合併で消滅、新設合併など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定企業の法人格が消滅するため、認定の前提が失われ、原則として認定の継続はできません ・ 新たに認定を希望される場合は、合併後の企業として新規申請を行ってください <p>2 認定企業が存続する場合（吸収合併で存続会社となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人格は存続するものの、合併により、職員構成、就業規則、組織運営などが大きく変更される場合は、認定時の前提と異なるため、原則として新規申請をお願いします ・ ただし、合併の時点で直ちに認定を取り消すことはせず、組織再編後の翌年度の新規申請時期までは猶予期間として認定を継続します。この期間中に、合併後の企業として認定基準に適合する体制整備を進めていただき、翌年度の申請時に新規申請を行ってください ・ 組織再編時に認定要件に明確に合致しない点があれば、上記の限りではありません <p>合併の内容や時期により必要な手続が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
	Q23	認定企業が株式交換により他社の完全子会社となる場合、認定はどのように扱われますか。	A23	<p>株式交換により完全子会社となった場合でも、認定企業の法人格自体は存続するため、認定は継続します。</p> <p>ただし、株式交換に伴い、経営体制、就業規則、職員構成などが大きく変更される場合は、認定時の前提と異なる可能性があるため、事前にご相談ください。</p> <p>変更の内容によっては、改めて審査が必要となる場合があります。</p>

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に関するQ&A

認定後の 組織再編	Q24	認定企業が株式交換により親会社となる場合、認定はどのように扱われますか。	A24	株式交換により認定企業が他社を完全子会社化する場合でも、認定企業の法人格は変わらないため、認定は継続します。 ただし、子会社化に伴い、グループ全体の人事制度や組織運営に変更が生じる場合は、認定時の前提と異なる可能性があるため、事前にご相談ください。 変更の内容によっては、改めて審査が必要となる場合があります。
	Q25	認定企業が株式移転により持株会社の傘下に入る場合、認定はどうなりますか。	A25	株式移転により新たに持株会社が設立され、認定企業がその子会社となる場合でも、認定企業の法人格は維持されるため、認定は継続します。 ただし、株式移転に伴い、組織運営や人事制度などに大きな変更が生じる場合は、認定基準との整合性を確認する必要があるため、事前にご相談ください。
その他	Q26	小規模企業でも認定されますか。	A26	企業規模に関わらず審査します。常時雇用者数10人未満で認定されている企業もあります。
	Q27	不認定の場合、再申請は可能ですか。	A27	翌年度以降の新規申請募集に申請できます。
	Q28	認定されない場合もありますか。	A28	一定の基準に達しない場合は、認定されません。 企業名は公表しませんのでご安心ください。 何度もチャレンジして認定された企業もあります。
	Q29	申請や認定にあたり、手数料、認定料などは必要ですか。	A29	不要です。ただし、取組を改善するために必要な費用(研修開催、就労規則の改定など)は各社の負担となります。